

【石綿健康被害救済制度の概要】

平成 18 年 3 月 27 日から「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、独立行政法人環境再生保全機構が石綿（アスベスト）による健康被害を受けられた方及びそのご遺族に対する救済給付を行ってまいります。法改正により、平成20年12月1日から以下のとおり支給が拡大されました。

○石綿健康被害救済制度の概要(平成 20 年 12 月 1 日変更)

区分	対 象	救済給付の種類				
		種類	請求者	金 額	改正点	
医療費等の救済給付	労災保険等で補償されない石綿（アスベスト）による中皮腫や肺がんを発症している方及びこの法律の施行前にこれらの疾病を発症し死亡した方の遺族	①	医療費	本人	自己負担分	支給開始日が認定申請日から療養開始日に変更（遡及は認定申請から3年前まで）
		②	療養手当	本人	103,870 円／月	
		③	葬祭料	葬祭を行う方	199,000 円	
		④	特別遺族弔慰金	生計が同一であった遺族	2,800,000 円	
		⑤	特別葬祭料	生計が同一であった遺族	199,000 円	
		⑥	救済給付調整金	生計が同一であった遺族	差 額	
特別遺族給付金	時効により、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した方	①	特別遺族年金	H18.3.26 以前の死亡した労働者の遺族で、かつ労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が、時効により消滅した場合	240 万円（遺族が 1 人の場合）	
		②	特別遺族一時金		1,200 万円	

* 特別遺族弔慰金・特別遺族給付金の請求期限が法施行日から6年間（平成24年3月27日まで）に延長

【医療費等の救済給付の申請・相談窓口】

所 属	住 所	☎
小豆総合事務所	土庄町湊崎甲 2079-5	0879-62-1373
東讃保健福祉事務所	さぬき市津田町津田 930-2	0879-29-8265
中讃保健福祉事務所	丸亀市土器町東8丁目 526	0877-24-9963
西讃保健福祉事務所	観音寺市坂本町7丁目 3-18	0875-25-2052
香川県健康福祉総務課	高松市番町4丁目 1-10	087-832-3272
高松市保健所保健センター	高松市桜町 1 丁目 9-12	087-839-2363
環境省中国四国地方環境事務所高松事務所	高松市寿町2丁目 1-1 (高松第一生命ビル新館 6F)	087-811-7240

※特別遺族給付金については、香川労働局労災補償課（☎087-811-8921）及び県内各労働基準監督署で申請・相談を実施。